

介護老人福祉施設サービス利用契約書

(特別養護老人ホーム 寿和苑)

甲 (利用者) _____

乙 (事業者) 岐阜県関市武芸川町跡部 1555 番地の 1

社会福祉法人 武 芸 会

理事長 河 内 美 文

(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム寿和苑 (以下、「本施設」といいます。) のサービスを利用するにあたり、次のとおり介護福祉施設サービス利用契約を締結します。

(契約の目的)

- 第 1 条 本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。
- 2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。
- 3 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約の期間)

- 第 2 条 本契約の有効期間は、 年 月 日 から契約時の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了の 2 週間以上前に甲から更新拒絶の申し出がない場合、本契約は、前項と同様の条件で自動更新とします。

(施設サービス計画)

第3条 乙は介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させます。

- 2 担当介護支援専門員が甲のための施設サービス計画を作成する際には、甲の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送られるよう配慮します。
- 3 担当介護支援専門員は、甲のための施設サービス計画実施1ヶ月後に、同計画の見直しの機会を設けます。
- 4 担当介護支援専門員は、甲のための施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて同計画の変更をします。
- 5 甲は、担当介護支援専門員に対しいつでも、甲のための施設サービス計画の変更を申し出ることができます。その場合、同介護支援専門員は甲の希望をよく聞き、できる限り同計画に反映させることとします。
- 6 甲のための施設サービス計画を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が計画又は変更案の段階で、甲の身元引受人又は甲の家族が立会いのうえ、同計画案を甲に対して説明し、同意を得ることとします。

(介護サービスの内容)

第4条 乙は、甲に対し、前条により作成された甲のための施設サービス計画に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

- 2 乙は、甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

(身体的拘束その他の行動制限)

第5条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合乙は、事前又は事後すみやかに、甲の身元引受人又は甲の家族に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第6条の介護サービス記録に次の事項を記載します。

一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

二 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

三 前項に基づく甲の身元引受人又は甲の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(介護サービス記録)

第6条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完成の日から5年間保存します。

2 甲及び甲の身元引受人は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。謄写の場合、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

(契約の終了)

第7条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

1 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し入れがあり、かつ契約期間が満了したとき。

2 要介護認定の更新において、甲が自立又は要支援と認定されたとき。

- 3 甲が死亡したとき。
- 4 甲が第8条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 5 乙が第9条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 6 甲について病院又は診療所に入院する必要が生じ、その病院又は診療所において甲を受け入れる体制が整ったとき。(ただし、入院期間が6日以内の場合を除く)
- 7 甲について他の介護施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる体制が整ったとき。

(甲の解除権)

第8条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、2週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 1 甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を3ヶ月以上滞納したとき。
- 2 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 3 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 4 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(契約終了後の退所と精算)

第10条 この契約終了後、甲はただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったとき、乙は、在宅復帰の支援を行います。又、その他の介護保険事業所、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(乙における再入所受入義務)

第11条 入院により、介護保険における入所適用期間（6日間）が切れた日の翌日から退所扱いとします。

- 2 入院後3ヶ月を経過した日をもって、契約を解除します。
- 3 第1項の該当者が、入院から3ヶ月以内に退院されたときは、当施設に再入所していただけます。
- 4 第2項の該当者が、再び当施設に入所される場合は、優先的に当施設又は併設施設を利用できるように努めます。

(秘密の保持)

第12条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲や甲の身元引受人及び家族の秘密を保持します。

- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中知り得た甲や甲の身元引受人及び家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲や甲の身元引受人及び家族に関する情報を提供する場合には、同意を得ることとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第 13 条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに

甲の身元引受人、甲の家族等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項の場合において、事故が発生した場合は、乙はすみやかに甲の損害を賠償します。

ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

(サービスに関する苦情処理)

第 14 条 甲、甲の身元引受人及び家族は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場

合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にお問い合わせ及び申し立てるこ

とができます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について、甲に誠意を持って対処する。

2 乙は甲、甲の身元引受人又は家族から前項の疑問、問合せ及び苦情申し立てがなされたことをもって、甲にいかなる不利益、差別的扱いもいたしません。

(身元引受人)

第 15 条 甲は乙に対し、家族の代表者を身元引受人として届けなければならない。ただし家族

から身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

一 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態にあった適切な受入先の確保に努めること。

三 甲が死亡した場合の遺体及び金品の引受けその他必要な措置をすること。

四 甲の身元引受人及び家族は、定期的に面会を実施し生活状況の確認を行う。又家族会には、必ず出席すること。

(契約に定めのない事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の身元引受人及び家族との間で協議のうえ誠意をもって解決するものとします。

以 上

本契約を証するため、甲乙は記名押印のうえ本契約書を 2 通作成し、甲乙各 1 通保有します。

年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

(身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住 所

氏 名

印

甲との続柄

電話番号

(事業者 乙)

当施設は甲の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所 在 地 岐阜県関市武芸川町跡部 1555 番地の 1

名 称 社会福祉法人 武 芸 会

代 表 者 理事長 河 内 美 文 印

電話番号 (0575) 46-1131

FAX (0575) 46-1132

(立会人)

当職は、本契約の締結に立ち会いました。

住 所 岐阜県関市武芸川町跡部 1555 番地の 1

名 称 特別養護老人ホーム 寿和苑

職 種

氏 名

印

以上